

令和 8 年高島市農業委員会第 1 回総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 1 月 9 日（金）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分まで

2 開催場所 高島市役所 新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

3 出席委員（19 人）

会長	6 番	中田正敏	
副会長	10 番	地村満信	（議事録署名委員）
	1 番	田中孝敏	
	2 番	青谷喜代一	
	3 番	橋本久義	
	5 番	采野 哲	
	7 番	前川幸雄	
	8 番	古谷久栄	
	9 番	上原満枝	
	11 番	中川幸雄	（議事録署名委員）
	12 番	中江武良	
	13 番	岸田忠則	
	14 番	山田善嗣	
	15 番	浅井嘉己	
	16 番	古田卓見	
	17 番	清水 巧	
	18 番	足立 功	
	19 番	石津紘子	

4 欠席委員（1 人） 4 番 高木敏一

5 遅参した委員 な し

6 傍聴人の数 な し

7 次第

1. 開会

2. 高島市農業委員憲章唱和

3. 会長挨拶

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和 7 年度高島市農業再生協議会第 1 回臨時総会について

第 2 令和 7 年度農地利用状況調査について

第3 令和7年農地の賃借料情報について

第3 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について

第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について

第7 議案第4号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

(1) 高島市農業委員会非農地判断事務処理要領および耕作放棄地等の非農地判断マニュアルの一部改正について

(2) 高島市農業委員会活動検討委員会の設置について

6. 連絡事項

(1) 令和8年第2回総会について

・日 時 令和8年2月10日（火） 午後1時30分

・場 所 高島市役所新館 3階 会議室11・12

7. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課

主任

奥村 志穂

主査

上原 翔

8. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局

局長

川崎 弘

参事

前河 康史

9. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、新年あけましておめでとうございます。今年一年どうぞよろしくお願いいたします。皆様には、何かと年始のご多用の中、ご参集いただき誠に有難うございます。それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和8年第1高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、18名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。欠席の委員は、4番高木委員となっています。本日の案件は、報告事項が3件、報告案件が5件、農地法に基づく許可等案件として、第3条案件が13件、第5条案件が4件、市長部局からの案件として、農地利用集積等促進計画案件が152件、農業経営改善計画案件が7件、以上184件につきまして、ご審議いただくことになっております。 また、総会終了後、活動検討委員会の開催を予定しております各地区委員長および会長・副会長には、ご出席いただくこととなっておりますので、スムーズな議事進行にご協力を賜りますようお願いいたします。
-----	---

	次に、議事参与の制限についてお願いいたします。 本日、審議いただきます 議事日程 第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、●●番、●●委員に、議事日程第6 議案第3号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、●番、●●委員と●●番、●●委員に、議事日程 第7 議案第4号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」は、●●番、●●委員に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、お手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」一部修正が生じたので、改めて「高島市農業委員募集要項」を、併せて非農地判断事務処理要領およびマニュアルについても、当日配布させていただいております。 個人情報観点から「総会 議案書」「報告・議事案件資料集」については、会議終了後回収させていただきます。 なお、本日も各農業委員の皆様には、タブレットを持参いただくこととなっております。議案書をメールにて送付させていただいておりますので、ご確認のうえご利用いただきたいと思います。併せて、総会終了後は、データを削除いただきますよう重ねてお願いさせていただきます。 それでは、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長よろしくをお願いいたします。
地村副会長	はい。それでは、すみません。ご起立お願いできますか。総会議案書の1枚目をめくっていただきましたら、憲章が載っておりますので、ご覧いただいて、一緒に唱和をお願いします。それでは参ります。 （唱 和）
地村副会長	はい、どうもありがとうございました。
事務局	はい。ありがとうございました。それでは、中田会長よりご挨拶をいただきます。ご挨拶の後、総会の議事進行は高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長にお願いをいたします。それではよろしくお願い申し上げます。
会長	それでは皆様、改めまして新年ご家族とともに迎えのこととお慶び申

しあげます。新年早々第一回ということで、あと七回開会いたしますと、新たな方が選任されることとなります。１２月末に農業委員会より選任の募集に関する資料が各農業組合長のもとへ配布されておりまして、１月の中頃に説明会を開催する運びとなっております。また、これらの選任に伴い交替される方、継続して活動していただける方、様々な状況ですが、あと残す期間を精一杯お勤めさせていただきたいとお願い申し上げるところです。

今年は、去年の能登半島地震などもありましたが、おおむね平穏な年明けになったのではないかと思いますし、良い年をむかえられるのではないかと期待を感じておられる方も多いと思います。

なお、また日本の状況でございますが、昨层高市政権が誕生しまして支持率が継続して高い状況となっております。しかしウクライナの侵攻をはじめ世界では物騒な事案も生じておるわけですが、いろいろ聞いてみましても非常に遠いところの出来事のような印象を受けてしまいますが、飼料の価格の高騰に始まり、いろんな商品が値上がりしてしまいました。これらの物価高に対応すべく最低賃金の見直しがなされておりますが、単年だけではなく、いったいどこまで賃金の見直しが続けていけるのか不安に思うところであります。

こうしたなかで令和７年度産米の農協の概算金でいきますと１俵あたり２８０００円というようなことで、大体の取引価格が３万円前後になっているのではないかと感じているところですが、これについても一体どこまでこの価格が維持できていくのかと思うとなかなか難しい局面を迎えてきているのではないかと。このあたりも心配しており、令和８年産のとれだかによっては価格がダウンすることにつながるのではないかと心配しているところでもあります。また本日報告させていただきます資料において、農地利用状況調査の状況の集計結果を報告させていただくわけですが、耕作放棄地の増加や相続をされない農地がどんどんと増えてきている現実もあり、相続登記は法制化され３年以内の登記が義務付けられましたが、これらのことも全く土地所有者へは伝わっていない印象を受けています。

このあたりを、私たち農業委員会が地域の中で相談役としてお話を広げていくことが少しでもこれらの状況の改善につながっていくのではないかと考えているところです。また山間部を中心として非農地証明事務においても、昨年暮れから皆さん方にお世話になり、使える農地と使えない農地の区分けをお願いさせていただいたところではありますが、高島市においていったいどれだけの生産性のある農地があるのか。それをどう維持していくのかという事は、今後考えていかなければならない論点だと思っている

	ところでございます。そうした中でございますけれども、本日ご提案申し上げます議案につきましては、十分ご審議をいただきまして、適正なるご判断をお願い申し上げまして、日頃のお礼とご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。まとまりのないお話で恐縮でございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。
会長	それでは、これより令和8年第1回高島市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事日程に従いまして、会議を進めます。 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、私の方から指名をさせていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、10番地村満信委員、11番中川幸雄委員のお二方をお願いいたします。
会長	次に、議事日程第2を議題といたします。報告事項第1「令和7年度高島市農業再生協議会第1回臨時総会について」は、私が参加させていただきましたので、自席からではありますが着座にて報告させていただきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。
会長	令和7年12月16日に「高島市農業再生協議会第1回の臨時総会」が開催をされました。 議案といたしましては令和6年再生協議会経営所得安定対策推進協議会会計事業報告および収支決算の承認について。次に、令和6年度高島市農業再生協議会特別会計事業報告および収支決算の承認について、令和6年度高島市農業再生協議会米新市場開拓等促進特別事業会計報告および収支決算の承認について。次に令和8年産米の生産目標の推進について、でございます。この中で、それぞれ計画の通り進んでいるところでございますけれども、野菜生産振興に対する補助事業の執行が少ないというふうな状況になっておりますので、この点につきましてご意見をさせていただいたところであります。それから、一番皆様方に関心を持っていただきたいと思いますところでございますが、それぞれ各地区の農業組合または改良組合の方に通知をさせていただいているというふうに思いますが、令和8年の生産目標の提示がございました。滋賀県全体としましては15万3千t昨年からの5000tの増でございます。それから高島市の生産目標につきましては1482万2000kg昨年対比61万8000kgのプラスということでございます。これにつきまして基礎指標などがありますが、ずっと過去から同じようなやり方で案分をさせていただきます。令和8年産の配分に

	おける基礎部分につきましては、マキノ地域で218万9061kg。今津地域で228万9110kg。朽木高島安曇川地域で667万7904kg。新旭地域で218万3725kg。合計で1333万9800kgでございました。シェアにつきましては、マキノ地域で16.41%今津地域で17.16%朽木安曇川高島地域で50.06%新旭地域で16.37%となっております。こういった形でそれぞれ配分が公表されたということでございますこれにつきまして、各地域ごとに面積に変換され、生産目標面積とそれから生産目標数量ということとそれから生産調整をしていただきたいという目標の面積の配分をさせていただきます。 国会等でもいろいろと議論があったところでありますけれども、今は今日制度というようなものが非常に低くなっておりますけれども、やはりそれぞれの目標面積に対して生産することによって、価格維持に繋がっているという部分もございますし、そしてまた米以外のものをどういうするかということによりまして、農業所得の向上にも繋げていただくこともありますので、それぞれ皆様方の中でご協力をいただければというふうに思っております。 大変簡単な説明で恐縮でございますが、以上で、報告に代えさせていただきます。
会長	さて、これにつきまして、何かご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第1の案件を終りたいと思います。
会長	次に、報告事項第2「令和7年度農地利用状況調査について」は、事務局より報告させていただきます。
事務局	令和7年度農地利用状況調査の状況について報告させていただきます。本日お配りしました、お手元の資料1「令和6、7年度農地パトロール状況」をご覧ください。農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、各地区委員会において8月を強化月間として実施いただいたところです。全体で令和6年度は499筆、548,141平方メートル。令和7年度は686筆、647,041平方メートル。各地区別の遊休農

	地区分ごとの筆数、面積は表のとおりです。 令和７年度はタブレットの操作にも慣れていただき、令和６年度に対して約１．４倍の遊休農地、非農地判断の報告がありました。地区委員会によっては、令和６年に報告した遊休農地を令和７年にも継続して報告いただいているケースもあり、単純に遊休農地が約１．４倍に増加したものとして比較はできませんが、タブレットの活用により、遊休農地の発見が幾分やりやすくなったのではないかと考えているところです。なお、遊休農地の所有者に対して、令和７年１２月末を提出期限に利用意向調査を行い、順次集計結果を取りまとめているところですが、一部所有者の方から「耕作をしている農地で遊休農地ではない」との苦情を受けたケースがございました。タブレットを活用いただく場合は、併せて現地を必ず確認くださいますようお願いいたします。集計結果がまとまりましたら後日、総会において報告させていただきます。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第２の案件を終りたいと思います。
会長	次に、報告事項第３「令和７年農地の賃借料情報について」は、事務局から、報告させていただきます。
事務局	令和７年農地の賃借料情報につきまして報告させていただきます。 本日お配りしました、お手元の資料２「令和７年 農地の賃借料情報」をご覧ください。以前にありました、標準小作料制度は、平成２１年１２月１５日に農地法等の一部を改正する法律が施行され廃止されたことに伴い、農業委員会において、農地法第５２条に基づく賃借料情報を提供することになり、平成２２年から前年に締結された賃貸借契約の賃借料情報を合併前の旧町村ごとに集計し、公表させていただいております。 今回、令和７年１月から令和７年１２月までに締結された農地の賃貸借契約における賃借料水準を、全国農業会議所が発行しております「農地の賃借料情報 提供の手引き」に基づき、集計いたしまして、「令和７年農地の賃借料情報」を作成させていただいております。地域の実情を踏まえた

	賃借料の情報としまして、農地の賃貸借契約を締結される場合の参考としていただきたいと思います。なお、今年の賃借料情報から令和6年との比較ができるよう、二段書きの表記といたしました。また、「物納」による権利設定は、旧農業経営基盤強化促進法の経過措置が令和7年3月末で終了となったため、集計件数が少なくなっており、令和8年の賃借料情報からは完全に無くなることとなります。使用貸借の件数が令和6年よりも増加しておりますが、中間管理機構を通じた農地の貸借は「物納」を認めていないため、やむなく「使用貸借」として権利設定がなされているケースがあるようです。「物納」ありきの使用貸借であるかどうかの実態は把握できておりません。この賃借料情報は、市の広報誌「広報たかしま」3月号および市のホームページに掲載するとともに、事務局のカウンターに備え置かせていただきます。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは、本件について、何かご意見やご質問がありましたら、ご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。それでは、意見も無いようですので、以上で、報告事項第3の案件を終りたいと思います。
会長	次に、議事日程第3 報告第1号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。説明します。3ページをお開きください。報告第1号。「農地の転用事実に関する照会について」登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和8年1月9日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示 地番563番。地目、畑。面積403平方メートル。現況、非農地。一部耕作されているが、大部分が非農地となっております。番号2。地番439番2。地目、畑。面積290平方メートル。現況、非農地。番号3。地番854番1。地目、田。面積320平方メートル。現況、非農地。番号4。地番1186番3。地目、田。面積963平方メートル。現況、非農地。番号5。地番855番。地目、畑。面積502平方メートル。現況、非農地。計5件、2,478平方メ

	ートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号５について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	はい。説明が終わりました。それでは本件について、何かご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。それではご意見も無いようですので、以上で「報告第１号」の案件を終わります。
会長	次に、議事日程第４。議案第１号。「農地法第３条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。説明します。４ページをお開きください。高島市農委議案第１号。農地法第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和８年１月９日。高島市農業委員会会長。農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。５ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示、地番７６４番。地目、田。面積６８２平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１ページ、２ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作をすることが難しく、農地を手放したい譲渡人と隣接地で耕作しており、農業の規模拡大を図るのに都合が良いマキノ在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでからも農作業経験があり、大型農機具も保有しており、申請地において自家用野菜の栽培を計画しています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	３番橋本です。写真をご覧になってわかるとおり隣接地に譲受人の農地があります。内容は事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。

事務局	次に参ります。番号２。土地の表示、地番１００１番。地目、田。面積４００平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集３ページ、４ページをご参照ください。申請地は、農業を行なっていた親も無くなり、耕作することが難しく農地を手放したい譲渡人と自宅から距離も近く、家庭菜園をするのに都合が良い今津在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから農作業経験もあり、トラクターも保有しており、申請地において、自家用野菜と果樹の栽培を計画しており、土地改良区の同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中田委員	６番中田です。番号２の案件につきまして現地確認をしてまいりましたので報告させていただきます。譲受人については過去１５年以上前から農業を行っておられます。ただし基本的に家庭菜園を中心に行っておられる規模でございますが、耕作機械等はすべて所有しておられ、以前は南京の生産に取り組んでおられた経緯があります。譲渡人については、一昨年父親が亡くなり以前からキウイフルーツの販売をされておられたところがございますが、相続人は農業を行う意思がないことから、買い手を探しておられたところうまく話がまとまったというふうなところがございます。続いて農業経営されることについては確実性が非常に高いというふうに思っております。またここにありますハウスについてはこのまま活用していきたいと伺っております。現地につきましても特に荒れているところでもなく各人がしっかりと管理をされているところです。 特段の課題はないかと判断をさせていただいております。以上で報告に代えさせていただきます。
事務局	次に参ります。番号３。土地の表示、地番４０３番。地目、田。面積２４１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集５ページ、６ページをご参照ください。申請地は、自宅に隣接しており、家庭菜園を行うなど何かと都合が良い今津在住の譲受人と、現有の農地より面積が広く耕作条件の良い農地を取得出来る見込みがついた譲渡人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから、水稻と自家用の野菜を栽培しており、申請地において野菜の栽培を計画しています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

中田委員	6番中田です。この案件につきましては、譲受人は300hアール以上の耕作をしている認定農業者でございます。自宅の近くで家庭菜園をしていきたいというふうなことで、ちょうど話がまとまりました。同じ区内の方と話ができたといいところで、購入に至ったというところであります。ただ、この4番の案件との関連でございますが3番の方は代替の農地が欲しいなということでございましたので、4番の譲渡人と、これも話ができまして3人でこのグループを回るような形でお互いの売買契約ができたといいことでございます。いずれにいたしましても農業のことにつきましては継続性については確実性がございまして、それぞれの農地につきましても耕作がなされていないという形跡はございませんので、今後も引き続き、耕作されるということが確実でございますので、確認をさせていただきました。詳細につきましては先ほど事務局の方から説明があった通りでございます。以上でございます。
事務局	次に参ります。番号4。土地の表示、地番1156番。地目、田。面積315平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから7ページをご参照ください。申請地は、区画が広く、機械作業がしやすいため、効率的な営農が可能となる今津在住の譲受人と、申請地以外の農地で十分、野菜の栽培が可能な譲渡人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでから、水稻と自家用の野菜を栽培しており、申請地において野菜の栽培を計画しており、土地改良区の同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中田委員	6番中田です。4番の案件につきましては、先ほど3番の時に触れさせていただきまして経緯のとおりでございますので、説明を変えさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、耕作について課題が無いということでございます。以上でございます。
事務局	次に参ります。番号5。土地の表示、地番810番。地目、田。面積2137平方メートル。地番811番。地目、田。面積2880平方メートル。地番842番。地目、田。面積1183平方メートル。計3筆。面積6200平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから10ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており耕作をすることが難しく、農地を手放したい譲渡人と農作業を行う拠点か

	ら近く、何かと農作業の効率が図れる、安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでからも農作業経験があり、大型農機具も保有しており、申請地において水稻の栽培を計画しています。なお、申請地のうち2筆は、隣接していることから、農地を所得後は、畦畔を除去し一体的に農地として利用する計画です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	8番上原です。9番上原です。10月の上旬に現地確認に行っていました。譲渡人さんは今現在、関東の方に参りまして、そして娘様も嫁いでしまったので、農地を処分したいということで今回の話がまとまったものです。去年まではですね、朽木の担い手の方が耕作しておられたので、地域計画の変更のお話もさせていただき生産組合さんの方に、新しい連絡を伝えるように伝えしております。何の問題もないと思います。どうぞよろしく願いいたします。
事務局	はい。次に参ります。番号6および番号7は、農地の交換であるため、一括して説明させていただきます。番号6。土地の表示、地番1405番。地目、田。面積3013平方メートル。地番1459番1。地目、田。面積3279平方メートル。計2筆6292平方メートル。6ページをご覧ください。番号7。土地の表示、地番2720番。地目、田。面積3036平方メートル。地番2775番。地目、田。面積3025平方メートル。地番2929番。地目、田。面積2583平方メートル。計3筆8644平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページから17ページをご参照ください。番号6は、耕作している農地の集約化が図れる安曇川在住の譲受人。番号7は、申請地が自宅より遠方にあるため、何かと利用効率が悪いことから、譲受人へ交換を申し出た、安曇川在住の譲渡人。であり、双方において、農地の集約化が図れることから、農地の交換の話がまとまり、所有権を移転するものです。双方の譲受人とも、農作業経験も豊富で、大型農機具を所有しており、申請地において水稻の栽培を行う計画で、土地改良区の同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員	はい。11番中川です。ただいま事務局の説明の通りですが、以前7番の案件は以前に、この照会において審議をいただいたものですが、6番の

事務局	譲受人と交換をしていただいたという経緯でした。ただ面積的には、差がございますが、双方了解のうえ交換に至ったということです。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。 次に参ります。番号８。土地の表示 地番９８３番１。地目、田。面積１４７０平方メートル。地番９８３番４。地目、田。面積３１８平方メートル。計２筆 １７８８平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１７ページから２０ページをご参照ください。 申請地は「農地を探している」と知人から依頼され、今回農地を手放すこととした譲渡人と週末に過ごしている高島の別荘地を拠点に、車で約１０分の距離にある農地において、新たに農業を行う京都市在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、管理機を所有しており、申請地において果樹（ヘーゼルナッツ）の栽培を始める新規営農計画書が提出されています。なお、申請地を所得後は、草刈を行い、管理機で耕起のうえ、ヘーゼルナッツを栽培する農地復元計画書が提出されており、復元見込みは令和９年２月の予定です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請地については、耕作が放棄されている農地でございます。今回譲受人の方は京都の方ですが、湖岸に別荘を所有しておられることから、そこを拠点としてこちらで農業をされるということです。特に問題ないかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。
事務局	次に参ります。番号９。土地の表示、地番２９１０番。地目、田。面積１０３１平方メートル。地番２９１５番。地目、田。面積２０１３平方メートル。地番２９２７番。地目、田。面積５４２平方メートル。地番２９１７番１。地目、田。面積３２１平方メートル。地番２９３１番。地目、畑。面積１３５平方メートル。地番２９５１番。地目、田。面積３４０平方メートル。地番２９６０番１。地目、畑。面積３６平方メートル。地番２９６１番４。地目、畑。面積３２平方メートル。地番２９６５番。地目、田。面積４８２平方メートル。計９筆、面積４９３２平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 ２０ページから２７ページをご参照ください。申請地は、これまで、地元有志の共有名義の農地において、オリーブを栽培していた譲渡人と地元区民等が中心となって設立された農事組合法人である譲受人との間で贈与により所有権を移転するものです。譲受人は、大型機械も保有しており、申請地においてこれまで同様に果樹（オ

山田委員	リーブ)の栽培を行い、水稻栽培と併せて農業経営の多角化と安定化を図るものです。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 14番山田です。この譲渡人の方は3名で耕作をされてこられたという事で、今後において、新たな農事組合法人が継続して耕作されていくということで、特に問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
事務局	次に参ります。7ページをご覧ください。番号10。土地の表示、地番578番1。地目、田。面積1358平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 28ページから29ページをご参照ください。申請地は、遠方に居住しているため、耕作をすることが難しく、農地を手放したい譲渡人と居住地から車で10分の距離にあり、農作業を行う上で、農機具の運搬等も便利な道に面しているため、何かと農作業の効率が図れる、安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、これまでからも農作業経験があり、大型農機具も保有しており、申請地において水稻の栽培を計画しており、土地改良区の同意が得られている状況です。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	16番古田です。ただいま事務局より説明いただきましたとおりであります。私も12月16日に申請者の説明のもと、現地を確認してまいりました。間違いありませんでした。皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	次に参ります。番号11。土地の表示、地番2437番1。地目、田。面積111平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集30ページ、31ページをご参照ください。申請地は、これまで父親が亡くなってから、草刈等で維持管理していましたが、農地を耕作することが難しく、農地を手放したい譲渡人と、居住地の近くで、道路に隣接しており、何かと作業効率が良いことから、農地を引き継ぐことを決めた新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農作業歴は1年程度ですが、耕運機をリース方式で手に入れ、軽トラックを所有しており、申請地において、自家用の野菜と果樹の栽培を行う新規営農計画書が提出されています。なお、申請地は譲渡人の父親がこれまで農作業小屋を設置していたことから、譲渡人によって解体・撤去されましたが、基礎

清水委員	コンクリートが残っており、譲受人によって、令和8年2月20日を目途に撤去し、農地に復元する農地復元計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	17番清水です。詳細につきましては、事務局からの説明のとおりでございますが、農作業経験は短いですが、特に問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
足立委員	次に参ります。番号12。土地の表示、地番4525番6。地目、田。面積113平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集32ページ、33ページをご参照ください。申請地は、高齢により後継者もおらず、親族である譲受人へ売却を依頼していた譲渡人と、居住地の近くで、耕作の便利が良いため、新たに農地を管理することになった新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業歴はありませんが、管理機を所有しており、申請地において、自家用の野菜を栽培する新規営農計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局	18番足立です。現地確認いたしました。資料の写真に写ってますご自宅も、全てこの方の土地となりますので、特に問題はないと思います。よろしくお願いします。
事務局	次に参ります。番号13。土地の表示、地番78番。地目、田。面積1864平方メートル。地番79番1。地目、田。面積698平方メートル。地番93番。地目、田。面積1452平方メートル。計3筆4014平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集34ページから36ページをご参照ください。申請地は、長年耕作しておらず、農地を手放したい譲渡人と自宅から職場までの中間地点に申請地があることから、何かと農作業を行うのに都合が良く、農業の規模拡大を図りたい高島在住の譲受人との間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は、農作業経験があり、トラクターを所有しており、申請地において水稻の栽培を計画し、また地元営農組合の構成員であるため、田植えや刈り取り等の作業は、営農組合に作業を委託する予定です。なお、申請地は、耕作されていないため、令和8年5月末を目途に雑草の除去や樹木の伐採・伐根を行

石津委員	う農地復元計画書が提出されています。申請地を含め効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 19番石津です。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。申請地は琵琶湖の近くにあり、耕作が耕起されている農地です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。以上で説明は終わりました。これより「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議します。はじめに、 1. 所有権の移転。番号9の案件についての審議をします。法第31条第1項の規定により、●●番●●委員の退席を求めます。 (●●委員：退席)
会長	それでは、本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それではご意見もないようですので、番号9の案件について採決を行います。
会長	本件について、原案のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の 1. 所有権の移転。番号9の案件については、原案のとおり許可することに決定しました。 (●●委員 入場・着席)
会長	続いて、番号1から番号8および番号10から番号13の案件についての審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	よろしいですか。はい。それでは、ご意見もないようですので、番号 1 から番号 8 および番号 10 から番号 13 の案件についての採決を行います。1. 所有権の移転。番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 4 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 5 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 6 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 7 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 8 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 10 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 11 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 12 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手 はい。ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号 13 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

	全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。 よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号1から番号8および番号10から番号13の案件については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは次に、議事日程第5。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。説明します。8ページをお開きください。高島市農委議案第2号。農地法第5条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和8年1月9日、高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転かかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 9ページにまいります。1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番228番15。地目、畑。面積513平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の37ページから39ページをご参照ください。本件は、譲受人が建設業を営んでおり、申請地の隣接地を賃借していたが、貸主より返還を求められたことから、新たに事業所周辺において土地を探していたところ、広さや価格面で調整がついたため、譲受人が、畑1筆を売買により譲り受け、農地転用し資材置場として利用するものです。農地区分は、農業振興地域内農用地区域外に位置し、北仰東の集落内であり、周りに住宅等があることから、「住宅等が連坦している」に該当するため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は、北側の既設水路へ排水します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお、譲渡人からは、申請地を農地法の許可を得ずに、申請人の夫が農作業用の道具を保管するための収納庫を設置していたことから、今後において譲受人が収納庫を撤去する旨と農地法を遵守する旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和8年3月1日から令和8年6月30日の予定です。以上でございます。
采野委員	5番采野です。資料集は39ページに写真が載ってるんですけど、今回譲受人さんの資材置き場は、申請地の隣地を使用しておりましたが、返還

事務局	を求められたため、場所をさがしていたところ、ちょうど隣の今の今回の土地と話がまとまったということでした。現地写真では結構荒れてるのに見えるんですけど、私が１２月に現地確認した時は、もう少し綺麗に手入れされておりました。いろいろお話を聞かせていただいて、問題ないと判断しました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。 次に参ります。番号２。土地の表示、地番１２７７番１。地目、田。面積９８６平方メートル。転用目的、貸駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３９ページから４１ページをご参照ください。本件は、譲受人のグループ会社である修理工場が工場前の場所を利用して、中古車販売計画を立てており、これまで使用していた工場前の修理車両置場が不足することから、譲受人が、田１筆を売買により譲り受け、農地転用し貸駐車場としてグループ会社である修理工場へ貸し出すものです。これにより修理工場は、申請地において、修理車両等の置場として使用することとなります。農地区分は、農業振興地域内農用地区域外に位置し、西万木の集落内にあり、周りが住宅等であることから、「住宅等が連坦している」に該当するため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水は、西側に水路を設け、南側の普通河川へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和８年１月１０日から令和８年５月３１日の予定です。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの事務局の説明通りでございます。譲受人は、西万木において、幅広く会社経営をされておられます。現地確認し周辺農地への影響も確認し特に問題ないと判断しました。慎重な審議をよろしくお願いいたします。
事務局	次に参ります。番号３。土地の表示、地番９番１４。地目、田。面積４４４平方メートル。転用目的、倉庫およびドックラン。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４２ページから４４ページをご参照ください。本件は、譲受人の所有する機械・器具等の保管場所兼作業場所、また自宅で飼育するペットのためのドックランとして使用するため、隣接地で高齢により耕作放棄地となっていた譲渡人から田１筆を、売買により譲り受け、

	倉庫およびドックランとして農地転用するものです。農地区分は、都市計画の用途地域の第1種低層住居専用地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水については、北側にU字溝を設け、会所柵を設置し道路側溝へ排水することとします。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書が添付されている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和8年4月1日から令和8年6月30日の予定です。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容は、ただいまの事務局の説明のとおりです。ちょうど今、譲受人の住宅の隣接地でございます。現地も確認してまいりました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
事務局	次に参ります。番号4。土地の表示、17番6。地目、田。面積217平方メートル。17番22。地目、田。面積225平方メートル。計2筆442平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の44ページから46ページをご参照ください。本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田2筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を2区画計画しています。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第1種低層住居専用地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地の北側の既設道路側溝へ放流し南側にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和8年1月20日から令和8年3月31日の予定です。以上でございます。
古田委員	16番古田です。内容は、ただいま事務局から説明があったとおりです。12月16日に申請者の代理人の方の案内で現地確認してまいりました。特に問題ないと思います。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございます。以上で説明は終わりました。これより「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議を行います。本件

会長	についてご意見ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。 (質疑・意見なし) よろしいですか。はい。それではご意見も無いようなので、これより「農地法第5条の規定による許可申請について」の採決を行います。1. 所有権の移転。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」については、申請のとおり許可することに決定しました。 それでは、次の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。それまで暫時休憩とします。再開は午後2時45分とします。 (農業政策課職員：入室)

会長	それでは再開します。次に、議事日程第6議案第3号。農用地利用集積等促進計画の作成について。を議題とします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	10ページをお開きください。高島市農委議案第3号 農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和8年1月9日。高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。1、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和8年2月27日。農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課奥村と申します。農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。農用地利用集積等促進計画。令和8年2月27日。高島市農用地利用集積等促進計画は12ページのとおりでございます。こちらにつきましても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 農用地利用集積等促進計画案について。(1) 権利設定農用地は148筆(2) 権利設定面積は216,160.69平方メートル(3) 農地中間管理機構に権利の設定をする者(貸し手)は57名(4) 権利の設定を受ける者(借り手)は30名(5) その他 農用地利用集積等促進計画は13ページから24ページのとおりでございます。2. 所有権移転促進計画案について。(1) 所有権移転農用地は4筆(2) 所有権移転面積は9,346平方メートル(3) 農地中間管理機構に所有権の移転をする者(出し手)は1名(4) 農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者(受け手)は1名(5) その他 所有権移転促進計画は25ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより「農用地利用集積等促進計画の作成について」の審議に入らせていただきたいと思います。はじめに農用地利用集積等促進計画の案(一括方式) 14ページ番号21から15ページ番号32の案件について、審議を行います。法第31条第1項の規定により●番●●委員の退席を求めます。

	(●●委員 退席) 会長 はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし) 会長 よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 21から番号32の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願 います。 全員挙手 会長 はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって農用地利用集積等 促進計画の案（一括方式）の番号21から番号32の案件については、原 案のとおり同意することに決定しました。 (●●委員 入場・着席) 会長 続いて、農用地利用集積等促進計画の案（一括方式）19ページの番号 88から20ページ番号96の案件についての審議を行います。 法第31条第1項の規定により●●番●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席) 会長 はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし) 会長 よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号 88から番号96の案件についての採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願 います。 全員挙手
--	---

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、農用地利用集積等促進計画の案（一括方式）の番号８８から番号９６の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （●●委員 入場・着席）
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の案一括方式。１３ページの番号１から１４ページの番号２０、１５ページの番号３３から１９ページの番号８７、２０ページの番号９７から２３ページの番号１４１の案件について審議を行います。はい。それでは本件について、ご意見やご質問がございましたらお願いします。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号２０、番号３３から番号８７、番号９７から番号１４１の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、農用地利用集積等促進計画の案（一括方式）番号１から番号２０、番号３３から番号８７、番号９７から番号１４１の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 続いて、２４ページ、農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号１から番号６の案件についての審議を行います。 法第３１条第１項の規定により、●番●●委員の退席を求めます。 （●●委員 退席）
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 （質疑・意見なし）

会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号 1 から番号 6 の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号 1 から番号 6 の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （●●委員 入場・着席）
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号 7 の案件についての審議を行います。 はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号 7 の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の番号 7 の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 続いて、農用地利用集積等促進計画の案（所有権移転）番号 1 から番号 4 の案件についての審議を行います。それでは、本件についてご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 （質疑・意見なし）
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号 1

	から番号４の案件についての採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって、農用地利用集積等促進計画の案（所有権の移転）番号１から番号４の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 それでは、続いて、議事日程第７議案第４号。「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。これより事務局と農業政策課より説明をさせていただきます。
事務局	２６ページをお開きください。高島市農委議案第４号。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和８年１月９日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます
農業政策課	農業政策課 上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたのは、継続案件として安曇川地域で１件、マキノ地域で１件、今津地域１件、新規案件としてマキノ地域で１件、安曇川地域で１件、高島地域で２件の計７件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。２７ページをご覧ください。資料１の方の農業経営改善計画の概要でございます。５年前の経営面積は４３０アールであり、これを５３０アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は４８０アールとなりました、今後は、５３０アールまで拡大される計画を立てられています。作業の請負を増やすことによる所得の向上やさらなる管理の徹底を行い収量の向上を図っていかれます。今後は、後継者へのスムーズな継承ができるようにされます。 ２８ページをご覧ください。資料２の方の農業経営改善計画の概要でございます。５年前の経営面積は１，１００アールであり、これを１，２００アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は１，２００アールとなりました、今後は、面積を維持しながら、農地の集約化を行い、作

業の効率化を図られます。また、飼料用米を主食用米に変えたり、新たな品種を導入したり、販売先の見直しを行いながら所得の向上を図られます。

29ページをご覧ください。資料3の方の農業経営改善計画の概要でございます。5年前の経営面積は2,800アールであり、これを3,600アールまで拡大する計画を立てられていました。現状は3,400アールとなりました、今後は、3,900アールまで拡大される計画を立てられています。直播による経費削減や米や麦が作りにくいところを有効活用する為にソバを栽培や、有機肥料を活用した土づくりによる収量の増加を行われます。また機械の大型化による作業の効率化も図っていかれます。

30ページをご覧ください。資料4の方の農業経営改善計画の概要でございます。当該法人は、マキノ町海津地先で水稻栽培を計画している法人で、現在耕作放棄地となっている農地を開墾・伐採し農地へ復元のうえ、耕作をされます。収穫したお米は、同グループの加工場で米粉にして製麺のうえ、販売や飲食店で活用されます。現在の経営面積は0アールとなっておりますが、令和7年は100アール強の農地を借りることができ、そのうち50アールを試験的に耕作し、お米を収穫されました。5年後には2,000アールまで拡大される計画を立てておられます。なお、借入農地の一部については、「遊休農地解消対策事業」を活用し、耕作放棄地の解消に取り組んでおられます。また、機械に関しては、グループ会社で所有されているものを共同利用されます。スマート農業を活用しデジタル化に向けた機械やシステムを新たに導入される計画です。今後は、地元への説明などを行いながら農地の集積を行い、基盤整備を進め、若い世代の常時雇用についても計画されています。作業受託も行い所得の向上を図り、安定した経営を目指しておられます。

31ページをご覧ください。資料5の方の農業経営改善計画の概要でございます。当法人は以前も、認定を受けておられましたが、認定期間が満了後に継続更新されていなかったため、今回は新規案件ということになっております。現在の経営面積は420アールで、水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されています。5年後には620アールまで拡大される計画を立てられています。今後は、新たな販売先の開拓やパックご飯などを作り、宣伝を行うことにより、所得の向上を図られます。有機米の栽培では草刈りを徹底し、品質向上を行われます。また施設野菜に関しては、高温の為に生産量を確保することが難しくなっているが、日よけやカーテンなどの対策をして収量増加を行われます。

32ページをご覧ください。資料6の方の農業経営改善計画の概要でございます。以前から父がされていた農業経営を継承されるため、新たに農

	業経営改善計画の申請をされました。現在の経営面積は1,935.2アールで、水稻栽培をされています。5年後には2,000アールまで拡大される計画を立てられています。今後は、販売先の中でよく売れているところへの販売量を増やしたり、新たな販売先の確保を行い、所得の向上を図っていかれます。また栽培面では、草刈りの徹底、機械の導入をしていくことによる品質の向上や高温に強い品種に変更すること、土壌改良資材を活用することによる収量の増加を図っていかれます。 33ページをご覧ください。資料7の方の 農業経営改善計画の概要でございます。当法人は、水稻、麦、大豆を栽培し、地域の農地守っていく農事組合法人です。現在の経営面積は5,942アールで、5年後には6,600アールまで拡大される計画を立てられています。今後は、面積拡大による収量向上や1筆当たりの区画を大きくし、機械の大型化による作業の効率化を行われます。また、有機性の肥料を入れて、地力の向上による収量の増加を行われます。また若い世代を育てながら、安定した経営をしていかれます。以上の7件につきましては、農業政策課において聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からは、すでに同意いただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	はい。ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより、「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」の審議を行います。法第31条第1項の規定により、●●番●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
会長	はい。それでは本件について、ご意見やご質問はございましたら、ご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。ご意見、ご質問がないようですので、これより番号1の案件についての採決を行います。 番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	はい。ありがとうございます。全員挙手です。よって農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて番号１の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 (●●委員 入場・着席)
会長	はい。それでは続いて、番号２から番号７の案件について審議します。本件につきまして、ご意見やご質問はございましたらお願いします。
中川委員	１１番中川です。番号４の案件です。現況耕作面積が０アールであるが、農業用機械が多数記載されているが、リースなのか所有なのか。
農業政策課	これについては、申請者はグループ会社の一員でして、このグループで所有している農業用機械を使用して耕作されるということでしたので、農業用機械として記載させていただきました。
采野委員	５番采野です。同じく資料４の件です。このようにグループ会社の機械を使用するとなる場合において、県をまたぐ所有の場合の農業経営の計画のそもそもの記載の仕方は本当にこれで良いのか。
農業政策課	資料４の法人は、市へ経営されるという事で経営改善計画の認定について審議をお願いさせていただきました。
采野委員	５番采野です。法人登記は高島市にある会社ということはわかりますが、農業用機械については、福井県にある別会社の法人の機械を記載いただいているということで、本当にいいんですか。
農業政策課	共同で使用されているということで、記載させていただきました。
采野委員	５番采野です。本来農業用機械の現状欄については、今、申請者が所有している物を記載し、農業経営上支障があるのかないのか判断するんだと思いますが、この場合ですと共同使用ということで、持っていない機械まであるように書いている状況で、法人が提出する決算における資産についても記載されてこないことになる共同利用という名目でここに記載されている状況を市は認定していくということか。いろんな制度を利用するにあ

	たってここに記載されていないと利用できない制約がある中で、この部分は非常に重要な要素となっていますので確認していただきたい。認定を判断するにあたって、正しい記載の仕方がなされているのか確認が必要ではないですか。こういう計画を市が受理し今回認定していくことが正しい書き方をしているのか。このやり方が正しいのかどうか確認していただきたい。
中田会長	6 番中田です。只今の中川委員と采野委員のご指摘は、ごもっともだと私も思うんですけど、例えば今後、機械等の更新となったときに対象となる面積というのが多分でてくるだと思いますが、その時に福井の経営を考えないで高島だけで見て面積を換算して判断していくのがが課題になりますし、グループ会社との共同利用ということであれば、福井の面積を逆に考えていかなければならない問題が生じます。しかし、福井の面積を入れるとなると、福井県でも申請されていることから、二重の計上につながる事となる。何か、現況面積として参考データとして福井での経営面積を記載してもらうとか何か方法が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。そういうところを整理してもらっていただければと思います。
農業政策課	もう一度、中身を精査させていただいて報告させていただきたいと思います。
会長	資料 4 の案件については、経営面積が現状は 0 ですが、本当に 5 年度で 2000 アールまで拡大されるのかという観点で見ますと、同族会社の中で機械があるので、これを活用して農業を行っていきたいという趣旨で経営をされていく意思があるということで、提案をさせていただいた。ということで、ご理解をいただきたいと思います。農業用機械の購入については、どの機械をどれだけ買うかについては、過剰投資の面は否めませんが、面積要件で一定歯止めがかかりますし、適正な農業経営をしていただくのであれば差し支えないと思いますので、今回の認定農業者としての手続きを追いたいということですので、そのあたりを考慮していただいて申請を判断していきたいと思います。
会長	中川委員よろしいですか。
中川委員	結構です。

会長	采野委員。よろしいですか。
采野委員	結構です。
会長	それでは、両委員より了解をいただきましたので、そういう形で進めていきたいと思います。それでは、他にご意見・ご質問があればご発言いただきたいと思います。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか。はい。それでは充分ご意見もいただいたようなので、これより番号２から番号７の案件について採決を行います。 まず、番号２の案件について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手
会長	はい、ありがとうございます。全員挙手です。

会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です。 次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
会長	全員挙手 はい、ありがとうございます。全員挙手です。 よって議案第４号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号２から番号７の案件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。 ただし、先程ご意見いただいたとおり、機械等の一定の整理の仕方。県をまたいだ場合の面積の確認の問題。農機具等の表示の仕方については、疑義があるとの意見がありましたので、この件については農業委員会の意見として添付させていただき報告させていただくということで、この案の７件すべてについて同意することとして決定させていただくこととさせていただきます。 それでは以上をもちまして本日予定しておりました議事日程については全て終了とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議事を終了します。 （午後３時２０分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 10番 _____

議事録署名委員 11番 _____